

## 長岡市子ども・若者の権利条例

子ども・若者のみなさんへ

みなさんは、生まれた時から一人の人間として大切にされる、かけがえのない存在です。私たちは、みなさんが安心して暮らし、夢と希望に向かって進むことができるまちを、一緒につくりたいと願っています。みなさん一人ひとりの思いを尊重し、健やかに成長できる環境を協力してつくり上げていきます。長岡市はみなさんの声に耳を傾け、一緒に歩んでいきます。

この条例は、子ども・若者のみなさんに向けた宣言です。

子ども・若者は、生まれながらに一人の人間として、この社会を生きる権利の主体です。そして、すべての子ども・若者は、愛され、尊重されて生まれ、その可能性を最大限に伸ばす権利を持っています。

一方で、子ども・若者は、自分の思いを表現できずに生きづらさを抱えていることがあります。しかし、社会の一員として意見を述べ、自己を表現する権利を持っています。社会全体が寛容さと温かみを持ち、その声に耳を傾け、思いを尊重することで、子ども・若者はのびのびと、夢や希望に向かって力強く歩み出すことができるでしょう。

米百俵の精神が息づく市民協働のまち長岡は、児童の権利に関する条約等の理念を具現化し、みんなで力を合わせ、子ども・若者の育ちを支えるために、この条例を制定します。本条例は、子ども・若者の権利を尊重し、保障することで誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに成長することを目指します。

- ・本条例は、児童の権利に関する条約（以下、条約という）やこども基本法等の理念を基に、子ども・若者の権利を尊重し保障することによって、誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに成長していくことを目指し、制定する理念条例です。
- ・構成としては、子ども・若者の権利に関する基本的な考え方と、子ども・若者を取り巻く人や組織等の役割を示しています。
- ・名称については、条例の示す対象や内容が一目で分かるよう、「長岡市子ども・若者の権利条例」としました。

- ・本条例の前文は、前半の子ども・若者に向けたメッセージと、後半の本条例制定の目的等の、大きく2つの構成で成り立っています。
- ・前半は、子ども・若者一人ひとりがかけがえのない存在であり、その権利を市が先頭に立ち、市民が一丸となって守っていくことを宣言しています。
- ・後半は、三つの段落からなります。
  - 第1段落は、子ども・若者を、一人の人間として権利の主体であることを確認し、第2段落は子ども・若者を取り巻く現状と望まれる姿を述べています。
  - 第3段落は、長岡市の特徴を確認し、条約等の理念を基に、子ども・若者の権利を尊重し、保障することで、子ども・若者の健やかな成長を目指すことを宣言しています。

#### (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、現在及び将来にわたって、次代を担う子ども・若者が誰一人取り残されることなく、自らの将来に夢と希望を持って心身ともに健やかな成長を続け、幸せな生活を送ることができるよう、子ども・若者の権利を尊重し、保障することを目的とする。

- ・本条は、本条例の目的について規定しています。
- ・国の批准した条約等の理念に基づき、当市として子ども・若者が自分らしく幸せに生きる権利を尊重し、保障することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者をいう。
- (2) 若者 18歳からおおむね30歳代までの者をいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わり養育する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業その他の活動をする法人その他の団体をいう。
- (5) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 市内に居住する個人
  - イ 市内に通勤又は通学する個人
  - ウ 事業者
- (6) 育ち学ぶ施設 保育所、認定こども園、学校その他子ども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設等の関係者をいう。

- ・本条は、本条例における基本的な用語について定義しています。
- ・第1号の子どもは、18歳未満と規定しています。条約の規定に沿うものです。
- ・第2号の若者は、18歳からおおむね30歳代までと規定しています。「若者」については、法令上の定義はありませんが、若者に向けた支援策によっては対象年齢に幅があるため、本条例においてはそれらを考慮し、「おおむね30歳代」としました。
- ・第3号の保護者は、親のほか、親に代わって子ども・若者を養育する祖父母等親族、児童福祉法に定める里親等が該当します。
- ・第4号の事業者は、個人事業者、法人や団体が該当します。その他の団体には、町内会や市民活動団体等も含まれます。法人や団体の拠点や所在地が市外にある場合でも、市内において事業や活動を行っていれば該当します。
- ・第5号の市民には、市内に住んでいる方や市内に通勤又は通学する方とともに、第4号に規定した事業者も含まれます。
- ・第6号の育ち学ぶ施設は、保育所や認定こども園といった児童福祉法に定める児童福祉施設、幼稚園や小学校といった学校教育法に定める学校、専修学校と各種学校が該当します。また、認可外保育施設や児童クラブ等もこれに含まれます。  
関係者には教職員やその施設の職員が該当しますが、運営する組織やその施設を使用して子ども・若者に関わる方も含まれます。

(基本理念)

第3条 子ども・若者の権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とする。

- (1) 子ども・若者は、生まれながらにして一人の人間であり、権利の主体として尊重され、最善の利益が優先される。
- (2) 子ども・若者は、その命が守られ、幸せな生活を送ることができ、安心して成長することができる。
- (3) 子ども・若者は、その個性や多様性が尊重されるとともに、現在及び将来にわたり、あらゆる差別を受けることなく、自分らしく生きることができる。
- (4) 子ども・若者は、自由に意見を表明することや社会参画の機会が保障される。

- ・本条は、子ども・若者の権利の保障における基本理念について規定しています。
- ・条約の4原則である①「子どもにとって最もよいこと」(条約第3条)、②「命を守られ成長できること」(条約第6条)、③「差別のないこと」(条約第2条)、④「自由に意見を表明すること」(条約第12条)、を明記しています。
- ・第1号は、上記原則の①「子どもにとって最もよいこと」に対応しています。最善の利益とは、子ども・若者に関することが決められたり、行われたりする時に、その子ども・若者にとって最もよいことはなにかを第一に考えることです。
- ・第2号は、上記原則の②「命を守られ成長できること」に対応しています。これとあわせて、幸せな生活を送ることや安心して成長できることも規定しています。
- ・第3号は、上記原則の③「差別のないこと」に対応しています。また、その個性や多様性が尊重されることにより、自分らしく生きることができる旨を規定します。
- ・第4号は、上記原則の④「自由に意見を表明すること」に対応しています。社会の一員として意見を表明することとあわせて、子ども・若者の意思による社会参画の機会が保障されることを規定しています。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者は、次に掲げる権利を有し、その権利は、現在及び将来にわたって保障される。また、子ども・若者は、自らが権利の主体者であることを自覚し、自分自身以外の権利も等しく尊重する。

- (1) プライバシー及び名誉が尊重される権利
- (2) 愛情と理解をもって育まれる権利
- (3) 家庭環境、経済的な状況、社会的身分、障害の有無、年齢、性別、国籍等による差別的取扱いや身体的・精神的な暴力から守られ、安全・安心に過ごす権利
- (4) 自分の意見、気持ちを表明し、尊重される権利
- (5) 様々な社会活動に参加できる権利
- (6) 悩んでいること、困っていること等を相談し、必要な支援を受けることができる権利
- (7) 学び、遊ぶこと及びスポーツや文化・芸術にふれ親しむ権利
- (8) 一人ひとりに応じた学ぶ機会が保障される権利
- (9) 自らの成長のために、つまずいてもいつでも何度でも挑戦できる権利

- ・本条は、子ども・若者が持つ権利を明らかにしてそれが保障されることを規定するとともに、自分の権利が他者から尊重されるのと同じように他者の持つ権利も認識し、等しく尊重することを定めています。
- ・第1号は、条約第16条に対応するものであり、プライバシー及び名誉が守られ、尊重される権利を規定しています。子ども・若者を権利の主体として確認するものです。
- ・第2号は、子ども・若者が安心して育つために、保護者、育ち学ぶ施設や市民といった周囲の大人の愛情と理解が大切であることを規定しています。
- ・第3号は、条約第2条に対応するものであり、いかなる理由であっても、子ども・若者自身も含め誰からも差別的な取扱いを受けないことを権利として規定したものです。身体的・精神的な暴力から守られ、安全・安心に過ごすことも含まれます。
- ・第4号は、いつでも自分の意見や気持ちを表明することができ、大人はそれを受け止め、尊重することを規定しています。
- ・第5号は、社会の一員として、社会とつながり関わりのある活動に、子ども・若者が自由に参加できる権利があることを規定しています。
- ・第6号は、悩んでいることや困っていることを声に上げ、必要な支援を受けることができる旨を規定しています。
- ・第7号は、様々な体験を通じて、学んだり遊んだりできる権利について規定しています。幼少期において、遊ぶことは学ぶことと同義であると考え、幼少期以降も様々な体験が心身の健やかな成長につながります。
- ・第8号は、学ぶ機会の保障について規定しています。子ども・若者一人ひとりの年齢や発達段階に応じた学ぶ機会が保障されることを規定しています。
- ・第9号は、挑戦できる権利を規定しています。自分自身の成長のために、失敗を恐れずいつでも何度でも挑戦できる権利があることを述べています。加えて、関わる大人が、子ども・若者の挑戦や失敗を受け入れることも含まれます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一の責任者であり、家庭が子どもの健やかな成長のためになくってはならない大切な場であることを自覚し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすことで子ども・若者の権利を保障するよう努める。

- (1) 子ども・若者の生命と尊厳を守るため、愛情と寛容さをもって養育すること。
- (2) 子ども・若者の最善の利益を第一に考え、その考えや気持ちを受け止め、寄り添いながら、心身の発達に応じた教育や支援を行うこと。
- (3) 子ども・若者が安心して過ごし、成長できる生活環境を確保すること。また、それらに必要な支援を要請すること。
- (4) 子ども・若者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、相談及び救済を求めること。

- ・本条は、子ども・若者の権利を保障するための保護者の役割について規定しています。
- ・子ども・若者の権利保障に当たって、まずは保護者や家庭が果たす役割が重要です。
- ・第1号は、条約の4原則の一つである「命を守られ成長できること」に関連しています。日常生活において子ども・若者の生命と尊厳を守るために、養育にあたっては愛情と寛容さを持つことが重要です。
- ・第2号は、条約の4原則の一つである「子どもにとって最もよいこと」のために、保護者は、子ども・若者の考えや気持ちを聞き、寄り添いながら、心身の発達段階に応じた教育と支援を行うことを規定しています。
- ・第3号は、子ども・若者が安心して過ごすことができるよう、生活環境を整えることについて規定しています。あわせて、必要に応じて支援を要請することも保護者の役割であることを述べています。
- ・第4号は、子ども・若者の権利侵害については、多面的な対応が必要な場合が多いことから、保護者だけで解決しようとせず、関係機関に相談や救済を求めることを規定したものです。



(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 保護者、育ち学ぶ施設、市民、国、県その他関係機関と連携し、子ども・若者の権利を保障するために、相談、救済及び切れ目のない支援を行う体制の構築を図り、支援や施策を行うこと。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設及び市民に対し、これらの者が子ども・若者の権利を保障する役割を果たすために必要な支援を行うとともに、市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民が相互に協力し、社会全体で支える体制の構築を図ること。
- (3) 子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及び社会参画が可能な環境と機会の充実に努めること。

- ・本条は、子ども・若者の権利を保障するための市の役割について規定しています。
- ・第1号は、子ども・若者の権利を保障するために、関係機関と連携を図り、相談、救済や乳児期から大人へと成長する過程における切れ目のない支援を行う体制を構築し、それによって支援や施策を行うことを規定しています。
- ・第2号は、子ども・若者の権利を保障するための取組を効果的に行うため、市のみではなく、保護者、育ち学ぶ施設及び市民と連携・協力し、社会全体で支えることを規定しています。
- ・第3号は、条約4原則の一つである「自由に意見を表明すること」を実現するため、子ども・若者を権利の主体として認識し、その意見を聞く環境づくりや社会参画の機会を確保することについて規定しています。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、その施設において、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 子ども・若者自らが権利の主体であることを理解するよう努めること。
- (2) 子ども・若者が生きる力を身に付け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、寛容さをもって、保護者、市及び市民と協力し合いながら支援を行うこと。

- ・本条は、子ども・若者の権利を保障するための育ち学ぶ施設の役割について規定しています。
  - ・第1号は、授業や関わり合いの中で、子ども・若者自身が権利の主体であること、自身が持つ権利について理解できるように努めることを規定しています。
  - ・第2号は、子ども・若者が生きていく力を身に着け、能力や可能性を伸ばすために、保護者、市や市民と協力しながら支援を行うことを規定しています。
- 成長する過程は平たんではなく、また、長い時間を要することから、寛容さを持って子ども・若者一人ひとりに寄り添うことが大切です。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利の保障に努める。

- (1) 子ども・若者の健やかな成長のために、子ども・若者を社会の一員として尊重するとともに、保護者、市及び育ち学ぶ施設と連携しながら、その支援を行うこと。
- (2) 子ども・若者の生命と尊厳を守るため、安全・安心な地域づくりを行うこと。
- (3) 事業者は、雇用する労働者に対し、仕事と子育てが両立できるような環境づくりを行うこと。

- ・本条は、子ども・若者の権利を保障するための市民の役割について規定しています。
- ・第1号は、子ども・若者の成長を保護者や育ち学ぶ施設と協力しながら地域全体で見守り、支援することを規定しています。
- ・第2号は、子ども・若者が暮らしやすく安全で、また、安心できるような地域づくりを行うことを規定しています。
- ・第3号は、事業者に対し、子育てをはじめ、労働者のワークライフバランスが保てるよう職場環境づくりに努めることを規定しています。

(議会の役割)

第9条 議会は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 議会活動を通じて、子ども・若者の権利に関する市の施策が基本理念に沿って推進されるよう、確認、提言等に努めること。
- (2) 子ども・若者の権利を尊重し、保障するため、必要に応じて国や県に働きかけること。
- (3) 子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及び社会参画の環境と機会の充実を図ること。

- ・本条では、子ども・若者の権利を保障するための議会の役割について規定しています。
- ・第1号は、一般質問等議会活動を通じて、市の施策が本条例の理念に沿ったものであるかを確認し、提言等を行うことを規定しています。
- ・第2号は、条例の理念に基づいた子ども・若者の権利の保障のために、必要に応じて議会の意思を意見としてまとめ、国や県に対して伝えることを規定しています。
- ・第3号は、議会活動や議員の調査研究活動を通じて、子ども・若者の意見を聞く機会やその環境を創出することを規定しています。

(権利を守るための取組)

第10条 市、育ち学ぶ施設及び市民は、子ども・若者の権利についての理解を深めるための周知、啓発及び教育を図るよう努めるものとする。

2 差別、いじめ、虐待、体罰等は重大な権利侵害であると強く認識し、保護者、市、育ち学ぶ施設及び市民は、その予防及び早期発見に努めるものとする。

- ・本条は、子ども・若者の権利を守るための取組について規定しています。
- ・第1項は、市、育ち学ぶ施設及び市民が協力し、あるいはそれぞれの立場において子ども・若者の権利の理解が深まるよう、周知、啓発及び教育することを規定しています。対象は大人のみならず、子ども・若者も含まれます。自分自身が持つ権利を理解することにより、周りの人の持つ権利も認めることにつながります。
- ・第2項は、子ども・若者への重大な権利侵害の予防と早期発見に努めることを規定しています。その後の対処、対策やサポートは、保護者の役割（第5条）、市の役割（第6条）及び育ち学ぶ施設の役割（第7条）に規定があり、条例全体で権利侵害への対応を規定しています。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

- ・条例の施行日について規定しています。
- ・「長岡市こども計画」と同日の施行日とするものです。